

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【条 例】

- 岡山県個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

総務学事課
デジタル推進課

- 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

人事課

- 岡山県税条例の一部を改正する条例

税務課

- 岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例

港湾課

- 岡山県流域下水道条例の一部を改正する条例

都市計画課

- 公布した条例の解説

総務学事課

【解 説】

目次

担当課（室）

岡山県個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十号

岡山県個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(岡山県個人情報保護条例の一部改正)

第一条 岡山県個人情報保護条例(平成十四年岡山県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の二第二項の表第三十一条の項中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年岡山県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条第十号」を「第十九条第十一号」に改める。

第三条第二項中「第十九条第八号」を「第十九条第九号」に改め、同条第三項中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に改める。

第四条中「第十九条第十号」を「第十九条第十一号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十一号

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

岡山県職員特殊勤務手当支給条例(昭和二十六年岡山県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「二百九十円」の下に「(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、二百九十円にその百分の百に相当する額を加算した額)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の岡山県職員特殊勤務手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和三年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の岡山県職員特殊勤務手当支給条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

岡山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十二号

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二條の二第一項中「第九條第六項」を「第九條第七項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十三号

岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例

岡山県港湾施設管理及び利用条例（昭和二十七年岡山県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

「水深七・五メートル未満の係留施設

一二時間までの場合 四円五〇銭

一二時間を超え二四時間までの場合 六円

二四時間を超える場合 六円に二四時間を超え

る一二時間までごとに

三円を加算した額

附則第四項及び第五項中 水深七・五メートル以上の係留施設 を

一二時間までの場合 六円七〇銭

一二時間を超え二四時間までの場合 九円

「水深七・五メートル未満の係留施設

一二時間までの場合 四円五〇銭

一二時間を超え二四時間までの場合 六円

二四時間を超える場合 六円に二四時間を超え

る一二時間までごとに

三円を加算した額

水深七・五メートル以上一二メートル以下の係留

に改める。

施設

一二時間までの場合 六円七〇銭

一二時間を超え二四時間までの場合 九円

二四時間を超える場合 九円に二四時間を超え

る一二時間までごとに

四円五〇銭を加算した

額

別表の(二)の表係留施設(ビクターバス及び小型船舶係留施設を除く。)の項中

総トン数一トンにつき(はしけ等でトン数で表示しないものについては、貨物積載可能トン数一トンにつき)

水深七・五メートル未満の係留施設

一二時間までの場合 四円五〇銭

一二時間を超え二四時間までの場合 六円

二四時間を超える場合 六円に二四時間を超え

る一二時間までごとに

三円を加算した額

水深七・五メートル以上の係留施設

一二時間までの場合 六円七〇銭

一二時間を超え二四時間までの場合 九円

二四時間を超える場合 九円に二四時間を超え

る一二時間までごとに

四円五〇銭を加算した

額

係留施設に直接係留しないで当該施設を利用する場合にあつては、右の金額の五〇パーセントに相当する額とする。

を

総トン数一トンにつき（はしけ等でトン数で表示しないものについては、貨物積載可能トン数一トンにつき）

水深七・五メートル未満の係留施設

一二時間までの場合

四円五〇銭

一二時間を超え二四時間までの場合

六円

二四時間を超える場合 六円に二四時間を超える一二時間までごとに

三円を加算した額

水深七・五メートル以上一二メートル以下の係留施設

施設

一二時間までの場合

六円七〇銭

一二時間を超え二四時間までの場合

九円

二四時間を超える場合 九円に二四時間を超える一二時間までごとに

四円五〇銭を加算した額

額

水深一二メートルを超える係留施設

一二時間までの場合

一三円二〇銭

一二時間を超え二四時間までの場合

一七円七〇銭

二四時間を超える場合 一七円七〇銭に二四時間を超える一二時間までごとに

八円八〇銭を加算した額

加算した額

係留施設に直接係留しないで当該施設を利用する場合にあつては、右の金額の五〇パーセントに相当する額とする。

と」の下に「、「一三円二〇銭」とあるのは「一四円五二銭」と、「一七円七〇銭」とあるのは「一九円四七銭」と、「八円八〇銭」とあるのは「九円六八銭」と」を加える。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

岡山県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

岡山県条例第六十四号

岡山県流域下水道条例の一部を改正する条例

岡山県流域下水道条例（昭和六十三年岡山県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の二十二第一項」に改める。

附則

に改め、同表の備考十中「九円九〇銭」

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

◎ 岡山県個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。

◎ 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

国家公務員の特殊勤務手当の改正に鑑み、伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当のうち心身に著しい負担を与える作業について、手当額の加算措置を講じたものである。

◎ 岡山県税条例の一部を改正する条例について

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。

◎ 岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例について

県の管理する港湾施設の円滑な管理運営を図るため、係留施設の施設の使用料の額を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県流域下水道条例の一部を改正する条例について

下水道法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。